

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月10日
【四半期会計期間】	第23期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社アールテック・ウエノ
【英訳名】	R-TECH UENO, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 真島 行彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
【電話番号】	03-3596-8011
【事務連絡者氏名】	ビジネスマネジメント部長 中村 宏司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
【電話番号】	03-3596-8011
【事務連絡者氏名】	ビジネスマネジメント部長 中村 宏司
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第22期 第2四半期 累計期間	第23期 第2四半期 累計期間	第22期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高 (千円)	1,946,528	1,872,923	4,204,812
経常利益 (千円)	472,666	547,308	1,006,919
四半期(当期)純利益 (千円)	847,256	352,531	1,248,187
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	653,987	653,987	653,987
発行済株式総数 (株)	98,444	98,444	98,444
純資産額 (千円)	6,783,128	7,210,881	7,235,551
総資産額 (千円)	8,157,009	7,964,248	8,493,468
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	8,606.48	3,581.04	12,679.16
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	3,573.02	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	3,000
自己資本比率 (%)	83.2	90.4	85.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,306,263	348,363	1,819,196
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,726,796	42,768	2,756,972
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	197,512	296,396	200,202
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	1,561,762	2,040,028	2,041,343

回次	第22期 第2四半期会計期間	第23期 第2四半期会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	6,950.68	1,820.55

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 4 第22期第2四半期累計期間及び第22期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、新株予約権の残高がありますが、希薄化効果を有しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による景気の落ち込みから回復基調にあるものの、欧州財政問題の深刻化や円高の長期化など、先行き不透明な状況で推移いたしました。

医薬品業界におきましても、後発品の普及促進、長期収載品の薬価引き下げ等の医療費抑制政策により引き続き厳しい状況にあり、新薬開発が一層重要な課題となっております。

このような状況のもと、当社は製品価値の最大化に向けた販路の再構築や眼科・皮膚科領域における新薬の創出を目指し、積極的に事業活動に取り組みました。

当第2四半期累計期間の売上高は、1,872百万円（前年同期比3.8%減）となりました。

利益面におきましては、売上総利益率が上昇した他、販売費及び一般管理費等の減少により営業利益551百万円（同15.6%増）、経常利益547百万円（同15.8%増）、四半期純利益352百万円（同58.4%減）となりました。

なお、四半期純利益につきましては、前第2四半期累計期間に田辺三菱製薬株式会社とのライセンス契約の解消に伴う受取和解金を計上したことから前年同期比で減少しております。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

（レスキュラ®点眼液）

当社の主力商品であるレスキュラ®点眼液は、製品価値の最大化に向け、販売先との共同プロモーションに注力し、次の施策を行っております。

緑内障の早期発見を目指して眼科医を対象に眼底読影勉強会を積極的に開催するとともに、製品説明会等を通じ、レスキュラ®点眼液の販売促進活動を行う

学会セミナーの開催や講演会記録集等の作成により製品特性等の情報提供を活発に行い、レスキュラ®点眼液の認知度向上・普及促進活動に取り組む

これらの施策にもかかわらず処方数やロイヤリティー収入の減少により、当第2四半期累計期間の売上高は795百万円（同16.7%減）となりました。

今後は、国内販売において他社製品との競合や薬価改定の影響等により厳しい状況が見込まれることから、日本、中国、台湾、韓国及び北米地域を除く全世界でSucampo AG社（旧 Sucampo Manufacturing & Research AG社）へ開発、製造及び商業化権のライセンス譲渡を行う等、グローバル化を推進し、ウノプロストンの事業収益の最大化を図ってまいります。

（Amitiza®カプセル）

当社は米国のSucampo Pharma Americas, Inc.社（以下SPA社）との北米地域における独占的製造供給契約に基づき、慢性特発性便秘症及び便秘型過敏性腸症候群治療薬の受託製造を行っております。

当第2四半期累計期間の売上高は、円高に推移した為替の影響を受けたものの、便秘型過敏性腸症候群治療薬の出荷数の増加により、1,039百万円（同10.7%増）となりました。

（医薬品開発支援サービス）

医薬品開発支援サービスの当第2四半期累計期間の売上高は37百万円（同27.9%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物は、前年同四半期と比べ478百万円増加し、2,040百万円となりました。当第2四半期累計期間におけるキャッシュ・フローの概況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、348百万円（前年同四半期比957百万円減）となりました。これは主に法人税等の支払があったものの、税引前四半期純利益の計上及び売上債権の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、42百万円（同2,684百万円減）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、296百万円（同98百万円増）となりました。これは主に配当金の支払によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当社は、「医師の目線で医薬品開発・販売を行う分野特化型（眼科・皮膚科）のグローバルな医薬品会社」を目指しており、国が推奨及び支援するアンメット・メディカルニーズ（未だ満たされていない医療ニーズ）対応や希少疾病用医薬品（オーファンドラッグ）、アンチエイジング（生活改善薬）領域の新薬の開発を進めております。

当第2四半期累計期間における研究開発費の総額は317百万円となりました。

研究開発活動の進捗状況につきましては次のとおりであります。

・男性型脱毛症（開発コード：RK-023）

男性型脱毛症は、壮年性脱毛症とも呼ばれ、思春期以降に男性ホルモンの影響を受け、頭頂部から前頭部に限局して、太く長い毛が再生せずに細く短い軟毛に置き換わり、最終的には毛包が委縮して毛髪数が減少し、段階的に薄毛・脱毛が進行する疾患です。現在は前期第2相臨床試験が完了しており、安全性に関してはRK-023使用とプラセボ（注1）使用で差異は見られませんでした。一方、有効性についてはプラセボ使用群に対してRK-023使用群では外観写真評価での改善及びフォトリコグラム（注2）により成長期毛数（注3）の減少抑制の可能性がみられ

ております。当第2四半期累計期間においては、非臨床試験の長期安全性試験を行っております。

（注1）薬剤（RK-023）が含まれていない製剤。

（注2）頭皮における毛髪密度、毛髪太さ、毛髪の伸びを計測する目的で、頭髪を一定面積で毛刈りし、頭皮の拡大写真を経時的に撮影し、解析する方法。

（注3）フォトリコグラムにより1日に0.2mm以上伸びることが確認された毛を「成長期毛」と定義しました。成長期毛の割合が少なくなると脱毛症が進みます。

・睫毛貧毛症（開発コード：RK-023）

睫毛貧毛症は、睫毛（まつげ）が貧弱で短い、まばら、色が薄い等の原因で、眼にほこりなどの異物や異常な光が入ることを防ぐ機能が十分に発揮できない疾患です。当第2四半期累計期間においては、非臨床試験の薬物動態試験の一部が終了するとともに、第1相臨床試験を継続中です。

・ドライアイ（開発コード：RU-101）

ドライアイは、涙液層や眼表面の障害を特徴とする慢性で多因性の眼疾患であり、当社では、結膜上皮細胞を用いた実験において、血清アルブミンが、涙液成分の一つであるムチンの産生を増強することを確認し、アルブミンによるドライアイ治療に関する知的財産権も所有しております。当第2四半期累計期間においては、安全性試験の一部が終了しております。

なお、これまでは遺伝子組換え人血清アルブミンの供給が停止していたためドライアイ治療薬の開発を中断していましたが、平成23年10月18日にNovozymes Biopharma DK A/Sと遺伝子組換え人血清アルブミンの供給に関する基本合意を締結し、ドライアイ治療薬の開発再開が可能となっております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	192,000
計	192,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月10日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	98,444	98,444	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制 度は採用してお りません。
計	98,444	98,444	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年7月21日
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注1)
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月11日 至 平成53年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 51,828(注2) 資本組入額 25,914(注3)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

2. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり51,827円)を合算しております。なお、新株予約権の払込金額1株当たり51,827円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しております。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに基づいて決定する。

決議年月日	平成23年7月21日
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注1)
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月11日 至 平成28年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,933(注2) 資本組入額 35,467(注3)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合は、地位喪失後30日以内に限り、新株予約権を行使することができる。 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

2. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり70,932円)を合算しております。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに基づいて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	-	98,444	-	653,987	-	593,787

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
S&R Technology Holdings, LLC (常任代理人 株式会社スキャンポ アーゲージャパン)	大阪市北区曽根崎新地2丁目2番16号	32,740	33.25
上野隆司 (常任代理人 株式会社パーシモン ヴィスタイノベーションズ)	大阪市北区曽根崎新地2丁目2番16号	16,000	16.25
久能祐子 (常任代理人 パーシモンヴィスタ イノベーションズ)	大阪市北区曽根崎新地2丁目2番16号	10,000	10.15
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2丁目4番1号	8,879	9.01
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,378	3.43
三上芳宏	東京都千代田区	2,542	2.58
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋1丁目7番17号	2,350	2.38
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,666	1.69
上野俊子	兵庫県西宮市	830	0.84
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	660	0.67
計	-	79,045	80.29

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 98,444	98,444	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	98,444	-	-
総株主の議決権	-	98,444	-

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,741,343	4,740,028
売掛金	477,360	262,719
製品	85,745	249,737
仕掛品	834,150	613,433
原材料及び貯蔵品	521,524	498,242
その他	218,211	202,691
流動資産合計	6,878,336	6,566,852
固定資産		
有形固定資産	565,379	521,475
無形固定資産	114,583	99,144
投資その他の資産		
投資有価証券	867,888	710,515
その他	67,280	66,260
投資その他の資産合計	935,169	776,775
固定資産合計	1,615,132	1,397,395
資産合計	8,493,468	7,964,248
負債の部		
流動負債		
買掛金	125,583	9,401
未払法人税等	451,600	170,628
その他	313,393	265,803
流動負債合計	890,577	445,833
固定負債		
繰延税金負債	259,353	203,576
役員退職慰労引当金	32,137	-
資産除去債務	70,600	70,826
その他	5,248	33,129
固定負債合計	367,340	307,532
負債合計	1,257,917	753,366
純資産の部		
株主資本		
資本金	653,987	653,987
資本剰余金	593,787	593,787
利益剰余金	5,505,534	5,562,734
株主資本合計	6,753,308	6,810,508
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	482,242	388,825
評価・換算差額等合計	482,242	388,825
新株予約権	-	11,547
純資産合計	7,235,551	7,210,881
負債純資産合計	8,493,468	7,964,248

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高		
製品売上高	1,746,528	1,772,923
ロイヤリティ収入	200,000	100,000
売上高合計	1,946,528	1,872,923
売上原価	669,546	609,253
売上総利益	1,276,982	1,263,669
販売費及び一般管理費	¹ 799,723	¹ 712,056
営業利益	477,258	551,613
営業外収益		
受取利息	1,537	2,297
受取賃貸料	5,252	5,565
保険返戻金	481	159
その他	384	904
営業外収益合計	7,656	8,927
営業外費用		
為替差損	12,248	13,231
営業外費用合計	12,248	13,231
経常利益	472,666	547,308
特別利益		
受取和解金	² 972,380	-
特別利益合計	972,380	-
特別損失		
固定資産除却損	472	164
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,979	-
特別損失合計	6,452	164
税引前四半期純利益	1,438,594	547,144
法人税、住民税及び事業税	477,242	165,703
法人税等調整額	114,095	28,908
法人税等合計	591,338	194,612
四半期純利益	847,256	352,531

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	1,438,594	547,144
減価償却費	100,059	84,134
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,979	-
株式報酬費用	-	11,547
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	4,387	32,137
受取利息及び受取配当金	1,537	2,297
為替差損益（は益）	16,309	10,514
和解金	972,380	-
売上債権の増減額（は増加）	143,788	214,641
たな卸資産の増減額（は増加）	54,690	80,006
前渡金の増減額（は増加）	42,877	29,742
前払費用の増減額（は増加）	4,525	5,108
仕入債務の増減額（は減少）	79,861	116,181
未払金の増減額（は減少）	64,028	50,312
未払費用の増減額（は減少）	7,689	234
前受金の増減額（は減少）	4,949	11,066
その他	24,503	66,805
小計	570,708	789,846
利息及び配当金の受取額	1,537	2,297
和解金の受取額	972,380	-
法人税等の支払額	238,363	443,780
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,306,263	348,363
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	18,333	42,134
無形固定資産の取得による支出	1,808	677
定期預金の預入による支出	2,700,000	2,700,000
定期預金の払戻による収入	-	2,700,000
その他	6,653	43
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,726,796	42,768
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	196,257	294,970
リース債務の返済による支出	1,254	1,425
財務活動によるキャッシュ・フロー	197,512	296,396
現金及び現金同等物に係る換算差額	16,309	10,514
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,634,354	1,315
現金及び現金同等物の期首残高	3,196,116	2,041,343
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,561,762	2,040,028

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(役員退職慰労引当金)

当社は、役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成23年6月24日開催の第22回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、これまでの在任期間に対応する役員退職慰労金を退任時に打ち切り支給することを決議いたしました。

これに伴い、打ち切り支給額の未払分29,306千円を固定負債の「その他」に計上しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成23年9月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,300,000千円	3,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	3,300,000	3,000,000

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの 研究開発費 411,443千円 2 受取和解金972,380千円は、田辺三菱製薬株式会社との遺伝子組換え人血清アルブミンを有効成分とするドライアイ治療用点眼液の日本における開発・事業化に関するライセンス契約解除に伴う和解金1,000,000千円から同契約解消に伴う弁護士報酬27,619千円を控除した金額であります。	1 販売費及び一般管理費の主なもの 研究開発費 317,897千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 4,261,762千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 2,700,000千円 現金及び現金同等物 1,561,762千円	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 4,740,028千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 2,700,000千円 現金及び現金同等物 2,040,028千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	196,888	2,000	平成22年3月31日	平成22年6月28日

当第2四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	295,332	3,000	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

当社は、医薬品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	8,606円48銭	3,581円04銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	847,256	352,531
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	847,256	352,531
普通株式の期中平均株式数(株)	98,444	98,444
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円-銭	3,573円02銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
(うち支払利息(税額相当額控除後) (千円))	-	-
普通株式増加数(株)	-	221
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月7日

株式会社アールテック・ウエノ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯野 健一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山野辺 純一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アールテック・ウエノの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第23期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アールテック・ウエノの平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。